

(宛先) 上田市長

先端設備等に係る課税標準の特例適用申告書

令和 年 月 日

地方税法附則第15条45項 の規定の適用を受けるため以下のとおり申告します。

1 申請者

所有者	住所			
	氏名 (名称)			
	所有者コード		担当者	
賃上げ表明		1.5%以上 ・ 3%以上	(連絡先)	()

2 対象となる資産 (対象資産が多い場合は、別紙にて一覧を添付して下さい。)

資産の種類	資産の名称	取得年月	数量	取得価額 (円)	資産の所在地
		年 月			上田市
		年 月			上田市
		年 月			上田市

※償却資産申告書に記載した「資産の種類」「資産の名称」「取得価額」が、先端設備等導入計画の設備の内容と異なる場合には、その理由を記入してください。

3 特例適用に関する提出書類チェックリスト (該当するものに✓を記入)

(チェック)

① 先端設備等に係る課税標準の特例適用申告書 (本書)	☐
② 上田市商工課で発行した「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し	☐
③ 上田市商工課に提出した 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」「先端設備導入計画」の写し	☐
④ 認定経営革新等支援機関が発行した 「先端設備等導入計画に関する確認書」「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し	☐
⑤ (先端設備等導入計画に賃上げ表明を記載の場合) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し	☐
⑥ (資産の所有者がリース会社の場合) リース契約書の写し	☐
⑦ (資産の所有者がリース会社の場合) 公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し	☐

【注意事項】

- ・取得日が令和6年3月31日までの資産については、固定資産税の特例措置や特例適用申告書も異なるため、上田市ホームページ中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例についてを御確認ください。
- ・先端設備等導入計画の認定を令和9年3月31日までに受けている場合でも、取得年月が令和9年4月以降の資産は対象外です。